

各種医療費助成事業の受給者証は届いていますか？

ひとり親家庭等医療費助成事業

※父子家庭の方も、助成の対象になります。

18歳未満の児童及び養育をしている方で、ひとり親家庭の方。

住民税非課税世帯の方は、20歳未満の児童まで(ただし、学生等で扶養されている場合、在学証明書等必要)

医療機関で受給者証を提示することで、医療費の助成が受けられます。

ただし、親の外來は、領収書を持参して役場に請求してください。

乳幼児等医療費助成事業

平成22年4月からは、助成の対象を中学生まで拡大しています。

※小学生以上の方には受給者証は交付していません。今までもおり医療機関等で支払いを済ませてから、その領収書を持参して医療費の請求をしてください。

町では、北海道と共同で医療費の助成事業を実施していますが、この受給者証は毎年7月に更新しています。現在助成の対象になっている方に、7月下旬に送付していますが、届いていない方は役場担当まで問い合わせ

重度心身障害者医療費助成事業

障害者手帳の1〜2級と3級(ただし、3級は内臓疾患に限る)、療育手帳「A」判定の方などです。

医療機関で受給者証を提示することで、医療費の助成が受けられます。

※後期高齢者医療被保険証を交付されている(65歳以上で一定の障害のある方)

住民税課税世帯の方は、1割の自己負担となりますが後期高齢者医療保険も同じ1割の窓口負担ですので、受給者証は交付されません。

●ひとり親家庭及び重度心身障害者医療助成の各受給者(中学生まで)で、住民税課税世帯の方は医療費の1割を自己負担しています。乳幼児等医療費助成と同様に、役場に領収書を持参して請求することで1割分の助成が受けられます。

※各種医療費の助成は、受診月から2年以内です。早めに請求してください。
 ※所得制限を超える方は、医療費助成の対象とならない場合があります。

せ願います。
 (各種助成事業については、下記または役場ホームページをご覧ください。)

お問い合わせ先

役場保健福祉課健康医療グループ福祉医療担当 ⑥番窓口
 ☎ 76-2151
 (内線229)

個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告と納付

消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、平成21年分の確定消費税額(地方消費税は含みません)が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

この「平成21年分の確定消費税額」とは、平成21年分の確定申告により確定した年税額(申告書⑨欄の差引税額)をいい、期限後申告、修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

中間申告の方法

～次の2つのいずれかによることができます～

1 前年実績による中間申告

中間申告と納付が必要な方には、平成21年分の確定消費税額に応じて、下表により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付書により消費税及び地方消費税を納付してください。

平成21年分の確定諸費税額 ※	中間申告納付の回数	中間納付税額
48万円を超え400万円以下	年1回	平成21年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその25%の地方消費税額
400万円を超え4,800万円以下	年3回	平成21年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその25%の地方消費税額
4,800万円超	年11回	平成21年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその25%の地方消費税額

※「確定消費税額」とは、中間申告対象期間末日までに確定した消費税の年税額(申告書⑨欄の差引税額)をいいます。

2 仮決算に基づく中間申告

事業状況が平成21年と著しく異なる場合などは、各中間申告対象期間を一課税とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により、中間申告と納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります)。また、仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎて提出できませんのでご注意ください。

上記1、2のいずれの方法でも、「e-tax(国税電子申告・納税システム)」で消費税及び地方消費税の中間申告と納付ができます。e-taxに関する詳細は、e-taxホームページ(www.e-tax.ntaga.jp)をご覧ください。

中間申告及び納付の期限について

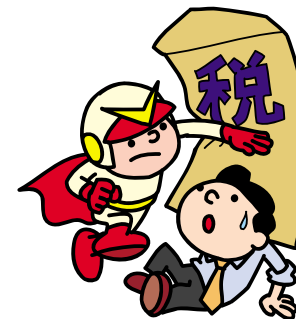
平成21年分の確定消費税額が48万円を超え400万円以下の方(年1回の中間報告と納付が必要な方)は、平成22年8月31日(火)までに、申告と納付してください(同確定消費税額が400万円を超え4,800万円以下の方(年3回の中間申告と納付が必要な方)の2回目と、4,800万円を超える方(年11回の中間申告と納付が必要な方)の6回目の中間申告と納付の期限も1日になります)。

振替納税をご利用の方の振替日は、平成22年9月28日(火)です。

平成21年分の確定消費税額が400万円を超える方の次回以後の期限等については、国税ホームページ(www.ntaga.jp)でご確認ください。

なお、中間申告の期限までに中間申告書を提出されなかった場合でも、上記「中間申告の方法」の「1 前年実績による中間申告」の消費税額及び地方消費税額が野府すべき税額として確定することになりますので、納期限までに必ず納付してください。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の納付には、便利な振替納税を是非ご利用ください。振替納税を利用するために必要な振替依頼書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。



温水プール「すいむ」は10月31日まで営業していますのでご利用ください

利用時間

平日 午前10時～午後8時30分
 (午前11時50分～午前1時・午後4時50分～午後6時は休憩時間)
 土・日 午前10時～午後6時
 (午前11時50分～午後1時は休憩時間)

区分	大人	高校生	小中高生70歳以上
1回券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	2,000円	1,000円
シーズン券	9,000円	6,000円	3,000円

※幼児・町内小中高生・身障者は無料です。

無料開放日

8月1日(水の日) 10月11日(体育の日)
 9月20日(敬老の日) 10月31日(プール納め)

火の用心

- 1月から6月の火災件数及び救急件数
 火災件数は4件です。内訳は、建物火災が3件、その他火災が1件です。前年と比べると同数となっています。
 救急件数は、90件で搬送人員が90人です。前年と比べると救急件数が33件の減少で搬送人員が26人減少となっています。
2. 消防車・救急車を要請する場合
 ① 「119番」をお願いします。
 ※津別消防署(76-2689)に通報するより早く出動できます。
 ② 通報する時は、住所(津別町字〇町〇〇番地)・氏名(フルネーム)・電話番号をはっきりと伝えて下さい。
 ※番地がわからない場合は、氏名をフルネームで伝えれば住宅の位置がわかります。
3. 災害の場所・日曜祝祭日の当番病院を知りたい場合
 災害情報案内 ☎ 72-0899
 当番病院案内 ☎ 72-1899
 ※ただし、災害発生場所の詳細及び救急出動等は、お答えできませんのでご了承ください。
4. 住宅火災警報器を設置しましょう。期限迫る!!